大正後期における中等程度各種の女学校体操科 受持ち教員について:

『中等教育諸學校職員録』を手懸かりに

A Study on Secondary Girls' Miscellaneous Schools Teachers who taught Gymnastics in the late Taisho Era:

An Analysis of the List of Personnel of Secondary Schools (published in 1921, 1926)

キーワード: 女子体育教師, 各種学校としての女学校, 女子実業学校 Keywords: Female Physical Education Teachers, Girls' Miscellaneous Schools, Girls' Business Schools

掛水 通子

Abstract

Historical materials for this study were acquired from the *List of Personnel of Secondary Schools* (published in 1921, 1926). During the Taisho Era, Girls' Miscellaneous Schools (Non-Government Controlled Schools — GMS) did not require their teachers to have a teaching qualification. Furthermore, it was not necessary to follow the Girls' High School Syllabus of 1903 which states that: "We will, to the best of our ability, have girls' gymnastics taught by female teachers."

While the number of schoolgirls at Miscellaneous Schools increased overall in the late Taisho Era, the average number of both male and female teachers who taught gymnastics per school increased from only 0.4 in 1921 to 0.5 in 1926 – less than other girls' high schools. In 1921, only 32.7% of schools had been assigned female teachers who taught gymnastics. However, by 1926 that percentage had risen to 42.5%.

By 1926, the percentage of female teachers who taught only gymnastics at girls' miscellaneous schools and girls' business schools had increased to 51.4%. However, there were higher numbers of female teachers who taught two subjects compared to male teachers. For teachers who taught a subject in conjunction with gymnastics, music was the most common second subject.

はじめに

本研究は、女子体育教師注1)の確立過程を検討するための研究の一部である。大正期体操科教員については、体操教員資格制度(中村,1985)、女子体操科教員養成機関注2)の教育課程や卒業生数、体操科教員免許状取得状況等(掛水,1986)、東京女子高等師範学校の調査を用いた1914(大正3)年の女教員の受持時数や教科(掛水,1985)、女子体育教

師養成史における臨時教員養成所の位置と役割(掛水、2010)等が明らかにされている。

筆者は、1903 (明治36) 年の高等女学校教授要目体操科の「教授上ノ注意1」で「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」が示された後、女子教育の機会が拡大し女学生が増加した中等学校での体操科受持ち教員の実態を、1903 (明治36) 年度から1940 (昭和15) 年度まで名称を変えながら発行された一連の『諸學校職員録』、『中等教育諸學

校職員録』、『高等女學校女子實業學校職員録』(以下「職員録」と略すことがある)を用いて明らかにしようとしている。すでに、明治期の高等女学校(掛水・山田、2011b)、各種学校としての女学校(掛水、2011a)の体操科受持ち教員の実態は明らかにされている。大正期については、内地の高等女学校・実科高等女学校体操科受持ち教員の実態(掛水、2013b)、外地の女子中等学校の体操科受持ち教員の実態(掛水、2013a)は学会発表されているが、論文にまとめられておらず、「高等女学校ニ類スル各種学校」や女子実業学校等の女学校の体操科受持ち教員の実態は明らかにされていない。

中等学校女子教員養成を行っていた女子高等師 範学校(以下「女高師」と略す)では、文科理科等の 学科でも体操科の成績優秀者には専門とする教科 に併せて体操科の教員免許状が授与されていたが. 1903 (明治36) 年以後では、1911 (明治44) 年から 1937 (昭和12) 年の間は体操科教員養成を目的とし た学科が設置されていなかった. 教員不足を補った 臨時教員養成所(以下「臨教」と略す)でも1915(大 正4) 年までは体操科教員養成を行っていないため. 1911 (明治44) 年から1915 (大正4) 年の間は官立 学校での体操科教員養成は全く行われておらず. そ れを私立体操学校が補っていた。そのような状況のた め, 1921 (大正10) 年には高等女学校の43.3%, 実 科高等女学校の68.7%. 1926 (大正15) 年には高 等女学校の25.0%. 実科高等女学校の58.2%の学 校に体操科受持ち女子教員が配置されていなかった (掛水, 2013b). 高等女学校教授要目による高等女 学校・実科高等女学校でも、特に実科高等女学校で は6割から7割の学校に女子体育教師が配置されて いなかったのである.

教育制度史において、中等女子教育は高等女学校を中心に考えられがちであるが、高等女学校令によらない教育を受けていた女学生が数多く存在した、大正後期において様々な制度のなかで存在していた女学校の中には現在まで存続して高等学校となっている学校もある。現在、高等学校の保健体育の授業は必修であるので、どの学校にも体育教師が配置されているが、近年、女子体育教師の配置が減少し

ていることが明らかとなっている(井谷, 2005;掛水, 2006).

本研究で、中等程度各種の女学校とする「高等女学校ニ類スル各種学校」や女子実業学校の体操科は必修科目ではなかった。各種学校の科目は定められていなかった。女子実業学校は、制度上は実業学校中の実業補習学校と職業学校であり、実業補習学校の体操科は「適宜選擇シテ之ヺ加設スルコトヲ得」(教育史編纂会、1964b、p. 525)とする選択科目で、職業学校の体操科は「缺クコトヺ得」(教育史編纂会、1964b、p. 520)と、欠いてもよい科目であった。したがって、中等程度各種の女学校に体操科受持ち教員は必ずしも配置されていなかった。

しかし、「女子体育教師」が確立していく過程を探るためには、国の制度の主流ではない女学校の体操科受持ち教員の実態も併せて明らかにする必要がある。各種学校の教員に関する研究は加島(2008)などによって、実業学校の教育や教員に関する研究は福田(2003)、佐々木(2004)、島田(2005)などによってなされているが、体操科や体操科受持ち教員については言及していない。

そこで、本研究では大正後期における内地^{注3)}の中等程度各種の女学校の体操科受持ち男女教員数, 1校当たり体操科受持ち男女教員配置数, 受持ち教科数,受持ち教科名,体操科受持ち女子教員の出身校等を1921(大正10)年, 1926(大正15)年発行の『中等教育諸學校職員録』を手懸かりにして明らかにする.

1. 『中等教育諸學校職員録』と女学校について

(1) 『中等教育諸學校職員録』 について

『中等教育諸學校職員録』は1903 (明治36)年 創立の中等教科書協會が発行したもので、第1版は 1903 (明治36)年度の調査結果が1904 (明治37) 年1月24日に『諸學校職員録』という名称で発行されている。以後、1923 (大正12)年版のみが関東大 震災のため発行されなかったが (中等教科書協會、 1933;1941)、名称を変えながら1940 (昭和15)年まで全37年分発行されている。1906 (明治39)年版は 『中等教育諸學校職員録』と名称を変更、1938 (昭 和13) 年版からは師範学校中学校, 高等女学校女子実業学校, 実業学校に三分冊された. 大正期女子中等学校が記録された「職員録」現物の所在が確認できるのは10年, 11年, 15年の3年分である. 本研究では, 間隔を考慮して, 10年と15年の2年分の「職員録」を用いた.

「職員録」には、学校名、住所、現在生徒数、創立年、学校長名、受持ち教科名、名前が記載されている。明治41年版まで記載されていた職名別(教諭、教諭心得、助教諭、助教諭心得、嘱託等)は、大正10年版以降にはない、性別や出身校は記載されていないので、名前、受持ち教科名、各女高師、各臨教や各体操学校等の卒業生名簿等と照合して出身校と性別を判定した。性別判定誤りの可能性も否定できず、研究の限界もあるが、全国の学校の教員の実態を知ることができる史料は他にはないため本史料を用いた、「職員録」から体操科受持ち教員名を抽出し、名前、受持ち教科数、受持ち教科名、卒業学校名と卒業年を記載した一覧表を作成した上で分析した。

(2) 女学校について

1921 (大正10) 年度と1926 (大正15) 年度に女学校と称される学校には,高等女学校令(明治32年2月)による高等女学校、高等女学校令改正(明治43年10月)による実科高等女学校、高等女学校令によらない「高等女学校ニ類スル各種学校」としての女学校および実業学校令による実業補習学校や職業学校としての女子実業学校があった。

各種学校は、「各種学校教員については、一種の学校組織であるにもかかわらず彼らに教員免許状などの一定の資格が求められた訳ではなく、そのような制度がなかったのである」(加島、2008、pp. 279-80)と、教員については資格が求められておらず、学校の定義も基準も明文化されていなかった。

1921 (大正10) 年における実業学校とは「實業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヺ授クルヲ以テ目的トシ兼テ特性ノ涵養ニカムヘキモノトス其ノ種類ハ工業學校、農業學校、商業學校、商船學校、水産學校其ノ他實業教育為ス學校及實業補習學校トシ」(文部省,1925a, p. 220)と定義されている。さら

に,「其ノ他実業教育ヲ為ス学校」とは「職業學校ト 二種以上ノ實業學校ノ學科デ置ク學校」(文部省, 1925a, p. 222)としている.

「其ノ他実業教育ヲ為ス学校」が職業学校であり、1921(大正10)年には「職業学校規程」が制定された。 したがって、職業学校、実業補習学校は実業学校のなかに位置付けられる。

『学制百年史』によると、「従来からの実業学校のほかに、社会状勢に応じてその他の実業教育を行なう職業学校が認められた。この種の学校は、尋常小学校卒業程度を入学資格とし、修業年限二年以上四年以内で、裁縫・手芸・料理・写真・簿記・通信その他各種の職業についての学科を設けることができるとした」(文部省、1972)とされる。「職業学校規程」では「第五條 職業學校ノ學科ハ裁縫、手藝、割烹、寫眞、簿記、通信術其ノ他特種ノ職業ニ付之ヲ定ムへシ(後略)」、「第六條 職業學校ノ學科目へ修身、國語、數学、體操並職業ニ關スル學科目及實習トス但シ體操ハ之ず缺クコトず得(後略)」(教育史編纂会、1964b、p. 520)と学科や学科目を定め、その他にも加えることができる学科目もあった。

また, 附則で,「本令施行ノ際現ニ存スル徒弟学校規程ニ依ル女子職業学校ハ本令ニ依ル職業学校ト看做ス」(教育史編纂会, 1964b, p. 521)とし、徒弟学校も職業学校となった.

実業補習学校は1921 (大正9) 年に改正された実業補習学校規程によっている。体操科は「必要ニ應シ歴史、地理、體操、法制、經濟、簿記、外國語其ノ他學科目ヨリ適宜選擇シテ之ず加設スルコトヲ得」(教育史編纂会,1964b, p. 525) と、選択科目であった。

本研究で対象とする女子実業学校は、女子の「職業学校」を含む「其ノ他実業教育ヲ為ス学校」と「実業補習学校」である.

1921 (大正10) 年には, 実業学校には男子生徒のみ, 女子生徒のみ, 男女生徒両方が在籍する学校があり, 合計15,562校(文部省, 1925a, p. 223), そのうち公私立は15,531校(文部省, 1925a, p. 266), 公私立生徒数1146,142人(文部省, 1925a, p. 267) であったが, 男女学校に分けて統計されていなかった.

1926(大正15)年においても同様で,合計16,203校(文部省, 1930a, p. 294), 公私立16,153校, 公私立生徒数1,365,437人であった(文部省, 1930a, p. 331).

(3) 『中等教育諸學校職員録』における女学校

1921 (大正10) 年版 『中等教育諸學校職員録』 に は中等学校2,207校が掲載され、「種類別學校数」 が記載されている。女子の学校は合計889校で女子 師範学校, 高等女学校, 実科高等女学校, 各種学校 (女子部) に分類されており、各種学校(女子部) は 206校となっている。男子の学校は合計643校で師 範学校, 中学校, 各種学校 (男子用) に分類され, 各 種学校(男子用)は11校である。その他、教員養成 所25校, 工業学校, 農業学校, 蠶業学校, 商業学 校. 商船学校の実業学校合計650校が掲載されてい る. 高等女学校の目次には「高等女学校(中等程度 ノ各種(女子)ノ學校ヲモ含ム) | (中等教科書協會) 1921, p. 31) と書かれ, 北海道廳から始まる目次には 高等女学校(中等程度ノ各種(女子)ノ學校ヲモ含 ム)の項にまとめて掲載され、学校を分類していない。 1926 (大正15) 年度も同様である. これは, 「高等女 学校ニ類スル各種学校」や女子実業学校は分類す ることなく、中等程度の各種(女子)の学校として扱わ れていたためと思われる。

文部省年報によると、1921 (大正10) 年度の「高等女学校ニ類スル各種学校」数は54校(文部省、1925b, p. 223),1926 (大正15) 年度は55校(文部省、1925b, p. 221) であるので、「職員録」での「各種学校(女子部)」は文字通り、その他実業学校各種の学校を含むということになる。

本研究においては、「職員録」の分類にならい、高等女学校、実科高等女学校以外の女学校である「高等女学校二類スル各種学校」と女子実業学校をまとめて「中等程度各種の女学校」とする。学校名に「女子」を冠しているかいないか、さらに「職業」、「技藝」、「裁縫」、「實業」等を冠しているかいないかにかかわらず、「中等程度各種の女学校」として分析する。

2 体操科受持ち教員の実態

(1) 学校数、体操科受持ち教員数

表1に1921(大正10)年と1926(大正15)年の各 女学校の学校数,「職員録」掲載学校数と分析対象 学校数,体操科受持ちの男女それぞれの合計と一校 平均男女教員数および男女比を示した。中等程度各 種の女学校数のうち、高等女学校に類する各種学校 については学校数,生徒数は文部省年報により把握 できるが,女子実業学校については把握が困難であ

		学校数 女子 「職員 ハム 体操科受持ち教員数(『職員録』による)											トス)		
		1926(大正15)年	学校数 (公私立:	女子 生徒数	1校	録」	分析 対象		男子教員			女子教員			 合計
			文部省 年報 による)	(公私立: 文部省年 報による)	平均 生徒数	掲載 学校 数	学校数	合計人数	割合(%)	1校 平均 人数	合計 人数	割合(%)	1校 平均 人数	合計 人数	1校 平均 人数
中等	高等女学校に 類する各種学校	1921(大正10)年	54	13208	245	219	205	83	53.2	0.4	73	46.8	0.4	156	0.8
程度 各種	女子の実業学校	- · · · · · · · ·	集計困難	集計困難	集計困難										
合性 の女 学校	高等女学校に 類する各種学校		55	14719	267	288	286	134	47.5	0.5	148	52.5	0.5	282	1
3 1/2	女子の実業学校		集計困難	集計困難	集計困難										
	高等女学校	1921(大正10)年	415	153421	370	405	402	361	55.1	0.9	294	44.9	0.7	655	1.6
	向守女子仪	1926(大正15)年	661	298305	451	655	655	628	51.2	1	598	48.8	数員 1校	1226	1.9
	1921 (大正10)年		162	22161	137	166	166	119	66.9	0.7	59	33.1	0.4	178	1.1
	科高等女学校	1926(大正15)年	198	26538	134	195	195	143	63.0	0.7	84	37.0	0.4	227	1.2

表1 大正後期中等程度各種の女学校・高等女学校・実科高等女学校学校数、生徒数、体操科受持ち男女教員数

注)・大正10年版、大正15年版『中等教育諸學校職員録』を分析した。『中等教育諸學校職員録』に掲載学校中、学校名のみの記載や教員の受持ち教科名の 記載がない学校は分析対象外とした。

[・] 実業学校は男女別に分かれていない学校もあり、女学校のみの集計が困難である。公私立合計では1921(大正10)年は15531校、生徒数1,146,142人であった(文部省、1925a, p.267)、1926(大正15)年公私立学校数16,153校、生徒数1,365,437人であった(文部省、1930a, p.331).

る.「中等程度各種の女学校」の「職員録」掲載学校 数は1921 (大正10) 年は219校で、そのうち205校を 分析の対象とした(10校は校名のみの記載、3校は 受持ち教科名の記載なし、1校は教員名の記載がな かったので除外した).1926(大正15)年は掲載288校、 分析対象286校であった(1校は校名のみの記載、1 校は受持ち教科名の記載がなかったので除外した).

体操科受持ち男子教員は1921 (大正10) 年は83人(1校平均0.4人), 1926 (大正15) 年は134人(1校平均0.5人), 体操科受持ち女子教員は1921 (大正10) 年は73人(1校平均0.4人), 1926 (大正15) 年は148人(1校平均0.5人) であった. 1校平均数は高等女学校、実科高等女学校より少ない. 体操科を課すことが義務付けられていないが, 体操科受持ち教員が配置されていた学校があったということになる. 体操科受持ち教員は男女ほぼ同数で, 体操科受持ち教員中女子教員が占める割合は1921 (大正10)年に46.8%であったが1926 (大正15)年には52.5%に増加している. これは、高等女学校や実科高等女学校と同じ傾向である. 「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」と定めていない学校であったが, 女子教員の割合はほぼ同じであったことは、女

表2-1 1921 (大正10) 年中等程度各種の女学校 体操科受持ち男女教員配置数実態

		体操科受持ち男子教員配置学校数									
		0人	1人	2人	合計(校)	割合(%)					
体操科	0人	73	62	3	138	67.3					
受持ち	1人	48	11	2	61	29.8					
女子 教員	2人	6			6	2.9					
配置	合計(校)	127	73	5	205						
学校数	割合(%)	62.0	35.6	2.4							

表2-2 1926 (大正15) 年中等程度各種の女学校 体操科受持ち男女教員配置数実態

		体操科受持ち男子教員配置学校数									
		0人	1人	2人	3人	合計(校)	割合(%)				
	0人	74	78	9	4	165	57.7				
体操科	1人	80	20			100	35.0				
受持ち	2人	12	5			17	5.9				
女子 教員	3人	2	1			3	1.0				
配置	5人	1				1	0.3				
学校数	合計(校)	169	104	9	4	286					
	割合(%)	59.1	36.4	3.1	1.4						

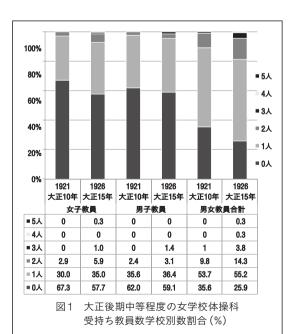
子体育教師が認められていたためであると思われる。体操科受持ち女子教員の出身校については後述するが、1922 (大正11) 年4月に設置され、1923 (大正12) 年3月に卒業生を出し始めた二階堂体操塾卒業教員による増加と見てよい。

(2) 体操科受持ち男女教員配置数実態

1921 (大正10) 年, 1926 (大正15) 年ともに, 体操科受持ち男女教員それぞれ1校平均0.5人以下の配置であったということは, 男女それぞれの体操科受持ち教員が配置されていない学校が半数以上あることになるが, ここでは, 体操科受持ち男女教員がどのように各校に配置されていたのかを明らかにする.

表2-1は1921 (大正10)年,表2-2は1926 (大正15)年の1校当たりの体操科受持ち男女教員配置数を交叉させて比較したものである。図1は女子教員,男子教員,男女教員合計別での1校当たりの体操科受持ち男女教員配置数割合を示したものである。

1921 (大正10) 年は体操科受持ち女子教員が配置されていない学校は67.3%(138校)であった. 1人が配置されている学校は29.8%(61校), 2人が配置されている学校は2.9%(6校)であった. およそ三分



の二の学校に体操科受持ち女子教員が配置されていなかった。体操科受持ち男子教員が配置されていない学校は62.0%(127校),1人が配置されている学校が35.6%(73校),2人が配置されている学校が2.4%(5校)であった。女子教員同様、およそ三分の二の学校に体操科受持ち男子教員が配置されていなかった。35.6%(73校)は男女とも配置なし、58.0%(119校)が男女どちらかの配置、6.3%(13校)が男女両方の配置であった。

1926 (大正15) 年になると、体操科受持ち女子教員が配置されていない学校は57.7% (165校)に減少した、体操科受持ち女子教員は1人の配置が35.0% (100校) で最も多い、体操科受持ち男子教員が配置されていない学校も59.1% (169校) に減少した、体操科受持ち男子教員も1人の配置が36.4% (104校) で最も多い、25.9% (74校) が男女とも配置なし、72.0% (206校) が男女どちらか、2.1% (6校) が両方の配置であった、1921 (大正10) 年は男子教員よりも5.1%少ない32.7% (67校)の学校に女子教員が配置されていたが、1926 (大正15) 年には増加し、男子教員より0.4%多い42.3% (121校) に配置されている。男女とも増加したことにより、体操科受持ち教員が皆無の学校は25.9% (74校)となった。

(3) 受持ち教科数

本研究での体操科受持ち教員は必ずしも体操科 教員ではない. 他教科を専門とする教員による体操科 も併せての受持ちや、現在の小学校のように、1人で 何教科かを受け持っていることがあった。また. 体操 科女子教員養成機関では体操科のみの教員養成で はなく. 私立東京女子体操音楽学校. 女高師国語体 操専修科, 第六臨教体操家事科, 中京高女家事体 操専攻科などの学校名や学科名からも分かるように. 複数教科を併せて学ぶことが一般的であった。1903 (明治36) 年に女高師に国語体操専修科を設置し た際、校長高嶺は「体操科を主とすれども、一は学習 者の修養上の為に、又一は当時に在りては体操一科 のみの女教師に在りては採用の際不便なるべきを察 して国語科を併せ課したるなり|(高嶺秀夫先生記念 事業会, 1921, p. 115) と述べているのは周知のこと であり、修養と採用のためであった。

図2-1と図2-2は体操科受持ち男女教員の受持ち教科数の変化を人数と割合で示したものである. 1921 (大正10) 年女子教員は体操科1教科のみの受持ちが38.4%(28人), 2教科の受持ちが31.5%(23人), 3教科以上の受持ちが30.1%(23人)で, 1926(大正15)年には1教科受持ちが51.4%(76人)に増加し、3教科以上の受持ちは19.6%(29人)に減少

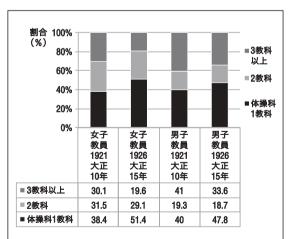


図2-1 大正後期中等程度各種の女学校体操科受持ち 教員一人の受持ち教科数別人数 割合(%)

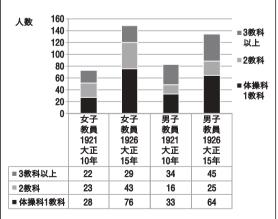


図2-2 大正後期中等程度各種の女学校体操科受持ち 教員一人の受持ち教科別人数

した. 男女教員とも、2教科の受持ち数には大きな変化はなかったが、3教科以上の受持ちは1926 (大正15)年に減少し、体操科1教科の受持ちが増え、1926 (大正15)年にはおよそ半数が体操科のみの受持ちとなった。体操科のみの受持ちとなるということは「女子教師」から「女子体育教師」として特化することを意味する。高等女学校では1921 (大正10)年に女子教員は41.2%が体操科のみの受持ちで、1926 (大正15)年には65.8%へと増加し、3教科以上の受持ちは

わずか5.7%となっていた(掛水, 2013b)ことに比較すると,各種の女学校の女子教員は女子体育教師としての特化が遅れ,女子教師と女子体育教師が混在していたことになる.小規模の学校では,一人で複数教科を受け持つことが必要であったためと考えられる.

(4) 2 教科受持ち教員の体操科以外の受持ち教科

表3に体操科受持ち女子教員の受持ち教科名と 体操科の記載順番を示した.1番目の教科として記

表3 体操科受持ち女子教員体操科以外の受持ち教科と体操科の記載順番

	全担当	体操科以外の				体操科の記載順番						
	教科数	受持ち教科	1	2	3	4	5	6	7	9	10	人数
	1教科	体操科のみ	28									28
		音楽	3	4								7
		唱歌	3									3
		裁縫	2	1								3
		国語	2	1								3
	2教科	家事	1	2								3
	27017	数学	1									1
		生物	1									1
		英語		1								1
		理科		1								1
		小計	13	10								23
		音楽·家事	1									1
	3教科	家事・音楽			1							1
		裁縫・手芸			1							1
1921		修身·家事			1							1
大正		国語・家事		1								1
10年		図画・算数	1									1
		英語·習字			1							1
		小計	2	1	4							7
		国・家・唱				2						2
		裁・唱・作法			1							1
	4教科	地・唱・理			1							1
	4	地・国・家				1						1
		読・国・唱				1						1
		小計			2	4						6
	5教科	(省略)			1	1	1					3
	6教科	(省略)					1	1				2
	7教科	(省略)					1		1			2
	8教科	(省略)							1			1
	10教科	(省略)									1	1
		合計	43	11	7	5	3	1	2		1	73

	全担当	体操科以外の		体損	科の	記載	人	1
	教科数	受持ち教科	1	2	3	4	5	人数
	1教科	体操科のみ	76					76
		音楽	18	3				21
		唱歌	2	2				4
		ピアノ		1				1
		裁縫	3	2				5
		家事	2	2				4
	2教科	国語		3				3
		英語		2				2
		珠算	1					1
		修身	1					1
		衛生	1					1
		小計	28	15				43
		歴史・国語	1		1			2
		国語・音楽	1		1			2
	3教科	音楽・習字		2				2
		地理·習字	1					1
		英語·修身	1					1
1926		音楽・生物		1				1
大正		家事・音楽		1				1
15年		地理·音楽		1				1
		理科·習字		1				1
		裁縫・数学			1			1
		聖書·国語			1			1
		英語・聖書			1			1
		音楽·裁縫			1			1
		小計	4	6	6			16
		音·習·図	1					1
		唱・生・衛	[1				1
		唱·地·理		1				1
	4教科	数・唱・図			1			1
		博·理·数				1		1
		裁・手・家				1		1
		小計	1	2	1	2		6
	5教科	(省略)			1	1	3	5
	6教科	(省略)	1					1
	8教科	(省略)				1		1
		合計	110	23	8	4	3	148

載されている教科が、その教員にとって専門とする教 科と考えられる。1921 (大正10) 年は2教科受持ち教 員23人中、体操科以外の受持ち教科名を多い順に 挙げると. 音楽科(あるいは唱歌) 10人(43.5%). 家 事, 国語, 裁縫それぞれ3人(それぞれ13.0%)で, 数 学, 生物, 英語, 理科が各1名であった. 13人が「職 員録」に体操科は1番目の教科として記載され、10人 が2番目であった. 3教科受持者は多様な組み合わ せの教科であったが、7人中3人が家事を含んでい る. 高等女学校の2教科受持ち者は音楽科(あるい は唱歌) 45.6% (52人), 家事10.5%, 国語9.6%, 裁 縫7.0%(掛水, 2013b)であり、同じ傾向を示している。 1926 (大正15) 年は2教科受持ち教員43人中. 音 楽科(あるいは唱歌,ピアノ)26人(60.5%),裁縫5 人(11.6%)、家事4人(9.3%) 国語3人(7.0%) など で、1921 (大正10) 年より音楽の割合が高くなってい る. 28人が「職員録」に体操科が1番目の教科として 記載され、15人が2番目で1921(大正10)年より1番 目の割合が高くなっている。

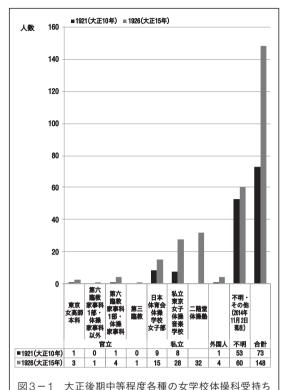
女子教員は音楽科(あるいは唱歌)と併せての受持ちが多い点に特色があり、教員養成機関で体操と併せて学んだことにより、複数教科を受け持つことができたと考えることができる。男子教員については表に示さないが、両年とも数学、国語、理科など多様な教科を併せて受け持ち、特色はなかった。

(5) 体操科受持ち女子教員出身校

前述したように1903 (明治36) 年以後では,1911 (明治44) 年から1937 (昭和12) 年まで,女高師では体操科教員養成は行われなかった。1915 (大正4) 年に教員不足を補うために,裁縫科,家事科と併せた体操科教員養成を目的として第六臨教に家事科一部 (大正7年に体操家事科に改めた) が設置された. 臨時的措置であるはずの臨教で,体操科に関わる学科のみが女高師に代わるものとして,女高師に体育科が設置される1937 (昭和12) 年まで常設化されていた (掛水、2010).

ここで, 明治期のことに触れておく. 1903 (明治36) 年4月に卒業生を出していたのは女高師 (東京), 私 立東京女子体操音楽学校のみであった. 1903 (明治 36) 年には各種学校としての女学校の体操科受持ち 女子教員21人中10人の出身が明らかとなっており、 最も多かったのは外国人の5人で、女高師本科出身 が4人. 創設間もない私立東京女子体操音楽学校出 身者は1人であった. 同年, 高等女学校の体操科受 持ち教員中判明した131人中96.2%が女高師本科出 身であったのに対して各種学校としての女学校では 外国人が多かった. 外国人はキリスト教主義女学校 の宣教師で、全員英語と併せ、さらに2人は音楽を1 人は哲学を加えて受け持っていた。この受持ちは1908 (明治41) 年には激変し、出身が明らかとなった29 人中. 14人が私立東京女子体操音楽学校出身. 6 人が外国人. 6人が日本体育会体操学校出身で女高 師出身は3人となっていた(掛水, 2011a). この傾向 は高等女学校でも同様で、1908(明治41)年には女 高師本科出身は出身校判明者中23.8%と減少し、私 立東京女子体操音楽学校出身者が最多の25.0%と なっていた.

体操科受持ち女子教員出身校を女高師(東京, 奈 良注4), 臨教(第六, 第三注5)), 各体操学校注6)の 卒業生名簿. 同窓会名簿や女高師一覧等と照合し て、本研究投稿時(2014年11月7日)までに判明した 範囲で図3-1に人数を、図3-2に割合の変化で示 した. 出身校を明らかにできたのは1921 (大正10) 年73人中20人(27.4%), 1926(大正15)年148人 中88人(59.5%)のみである。1921(大正10)年は日 本体育会体操学校9人, 私立東京女子体操音楽学 校8人. 東京女高師本科. 第六臨教家事科1部・体 操家事科(体操科を主として学んだ学科),外国人 が各1人であった。1926(大正15)年は、新設で大 正12年3月に初の卒業生を出した二階堂体操塾が 最多の32人、次いで、私立東京女子体操音楽学校 28人, 日本体育会体操学校15人, 第六臨教家事科 1部・体操家事科, 外国人が各4人, 東京女高師本 科3人 第六臨教家事科1部·体操家事科以外(体 操科を主として学んでいない学科), 第三臨教が各 1人であった。二階堂体操塾出身者は高等女学校 でも最多を占めていた(掛水, 2013). 当時は私立 女子体操学校を卒業しても文部省教員検定試験に 合格しなければ教員免許状は取得できなかったので.



教員出身校と外国人(人数)

極少数の合格者を除いて無資格であった.

上記以外の学校の出身者は分類せず、不明・その 他に含めた。出身校を明らかにできない者も残されて いる. 結婚等による改姓が不明, 名前の字体が様々 用いられていたという理由もあるが、各種学校教員の 資格は定められておらず、実業学校教員資格は定め られてはいたが高等女学校と同様に無資格教員が 容認されていたためである. 佐々木 (2004, p. 38) は 「実業学校には、その後身である高等学校職業学 科と同様に、様々な教職員が配置されており、1907 年に制定された『公私立実業学校教員資格ニ関す る規程』以来、『無資格』教員の配置も容認されて いたことを確認できる。実業学校は無資格教員の存 在を最初から予定していたわけで、旧学制の特徴の 一つといえる | と書いている。 高等女学校でも、 高等女 学校二学年以下の教授を担当する教員は小学校本 科正教員免許状を有する者でも採用された(官報 第五一五五號 明治三十三年九月六日 p. 81) うえ,

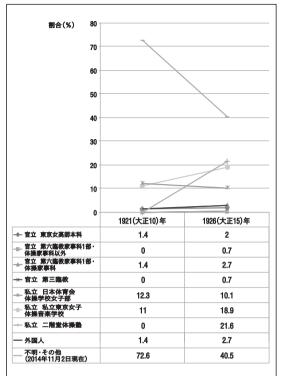


図3-2 大正後期中等程度各種の女学校体操科受持ち 教員出身校と外国人(割合・%)

教員免許状を所有しない者が所有する者の二倍を 超過する場合は文部大臣ノ認可が必要であったもの の,教員免許状を所有しない者でも教員になることが できた.

中等程度各種の女学校で体操科を受け持っていた女子教師は、女高師、臨教、女子体操学校以外の出身者が多かったということになる。出身校を明らかにできなかった者の中には女子師範学校卒業生や体操科を主として学んでいなかった者もいると思われる。

表4に大正後期中等程度各種の女学校受持ち女子教員の実態を一覧表にして示した. 前述したように,体操科のみの受持ちと体操科と他教科を併せての受持ちがあった. 体操科に併せて音楽科との受け持ちは私立東京女子体操音楽学校出身者では1921 (大正10)年は8人中1人であったが,1926 (大正15)年には28人中13人となった. 他の私立学校出身者も音楽との受持ちが最も多い. 音楽科を併修していなくても遊戯(現在のダンス)の伴奏のために音楽を学ん

表4 大正後期中等程度各種の女学校体操科受持ち女子教員の実態

年度	種別官 私立別	卒業学校	合計 人数	全受持ち 教科数	体操科 記載順	人数	小計 人数	受持ち教科名	体操科以外の 受持ち教科	人数
	官立	女子高等師範学校本科	1	2	2	1			国語	1
		第六臨時教員養成所家事科1部	1						1	-
		日本体育会体操学校女子部	9						+	+-
			9	2			4		音楽2唱歌2	4
	私立			1						+-
	124.22	71 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *							音楽	1
		私立東京女子体操音楽学校	8	2	1	1	3		国語	1
					1	1		生物·体操		1
	外国人		1	2	2	1	1	英語·体操	英語	1
				1	1	17	17	体操		
					1	3		体操·音楽(唱歌1)	卒 ∦ 4 № ₩ 4	5
					2	2		音楽·体操	日末4唱歌 [
1921					1	大数	+1) 公本	3		
大正									##	ļ ,
10年				2			14		家事	3
							ļ			1
	その他・	不明	53							1
									理科	1
							}		音楽·家事	2
							}		校自,完审	1
				0			-			1 1
				3			· '			1
							-			1 1
							-			1 1
				4:			4.5			15
	∧ =1		70	4	以科以上	15	15	(哈)	(哈)	
	合計	I	73	4	- 41	0		休協	1	45
		女子高等師範学校本科	3						/m&\	-
		第二時世界日美子配中書の上が以及	4							1 1
	官立	第六臨時教員養成所家事科I部以外	1						(略)	1
		第一阵性数 显著式写真和 1 如		1						-
		第六臨時教員養成所家事科I部	4	2					家事	2
		W - 50- 14 + 14 D 46 - 14 - 2								
		第三臨時教員養成所	1						埋料・習字	1
				1			9			
			15	2			3		音楽2唱歌1	3
		日本体育会体操学校女子部					Ŭ			
										1
				3			3			1
									国語·音楽	1
				1			13			-
									音楽10唱歌2	12
	私立	私立東京女子体操音楽学校	28	2			14		国語生英語 音樂 4 唱歌 1 裁	\perp
	125-22									1
										1
									家事・音楽	1
				1			22		1	
							1			4
		- The N. C. LEWIS		2			, a			2
1926		二階堂体操塾	32	_						1
大正										1
15年										1
		1		6	数数 記載順 小吹 人数 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 5 5 2 2 2 4 1 1 5 5 2 2 2 4 1 1 5 1 1 5 1 1 1 2 1 1 1 1 3 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1 1		
	45			2			3			2
	外国人		4							1
									失語・聖書	1
				1			28	44 to 1 to 1	+	₩
							1		音楽4唱歌1	5
							1			
				_						1
				2			13			3
										2
										1
							-			1
	その他・	その他・不明								1
	-		60							
							1			
							4.0			2
				3			10			
							l			<u> </u>
	1						Į			'
							ļ			
										1
				4	教科以上	9	9	(略)	(略)	
			148							7

でいたことや,「大正時代、(中略) 高等女学校でも 実科高等女学校は音楽教育(教科名は唱歌) は小 学校レベルなので敢えて音楽教員を求めなかった」 (坂本, 2010, p. 111) という状況であり, 各種の女 学校でも音楽の教員は特に求められていなかったた めと考えられる。

数少ない官立出身者は体操科のみあるいは家事, 国語,理科,習字と併せての受持ち,外国人は体操 科のみの受持ち者は皆無で,英語,英語と聖書,ピア ノと併せての受持ちであった.1923(大正12)年3月 に初の卒業生を出した二階堂体操塾出身者は,1926 (大正15)年に32人中22人が体操科のみの受持ち であった.大正後期に二階堂体操塾出身者が現れた ことにより,さらに「女子体育教師」が各種の女学校に も配置されることが増えたと考えられる.

図3-3は体操科受持ち女子教員のうち、判明した出身校を官私立別に見たものである。判明者のうち、私立学校出身者が占める割合は1921 (大正10)年89.5%、1926 (大正15)年89.3%であった。高等女学校の場合、1921 (大正10)年52.8%、1926 (大正15)年78.3%、実科高等女学校の場合、1921 (大正10)年68.8%、1926 (大正15)年84.2% (掛水、2013b)が私立学校出身であったのに対して、中等程度各種の女学校の方が私立学校出身者の割合が高かった。教育制度の中心にあった学校ほど、官立

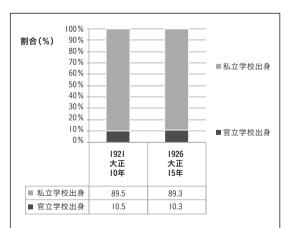


図3-3 大正後期中等程度各種の女学校体操科受持ち 教員出身校官立私立割合 (%・判明者中のみの割合)

の女高師や臨教出身者が配置され, 傍系にあった中 等程度各種の女学校へは官立学校出身者の配置が より少なかったことが明らかとなった.

まとめ

本研究では、『中等教育諸學校職員録』を手懸かりに、大正後期における内地の中等程度各種の女学校の体操科受持ち教員の実態を明らかにしてきた。中等程度各種の女学校は、1903 (明治36)年の高等女学校教授要目による「體操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」の制約を受けない学校である。

1校平均体操科受持ち教員数は男女とも1921 (大正10)年は0.4人、1926 (大正15)年は0.5人であった。体操科受持ち教員中,女子教員が占める割合は1921 (大正10)年46.8%で、1926 (大正15)年には52.5%に増加し高等女学校とほぼ同じであった。

1921 (大正10) 年に体操科受持ち女子教員配置なしの学校は67.3%, 体操科受持ち男子教員配置なしの学校は62.0%, 体操科受持ち教員全く配置なしは35.6%, 男女どちらかの配置が58.0%, 男女両方の配置が6.3%であった、1926 (大正15) 年は, 体操科受持ち女子教員配置なしの学校は57.7%に, 体操科受持ち女子教員配置なしの学校も59.1%に減少した。全く配置なしは25.9%, 男女どちらかの配置は72.0%, 男女両方の配置が2.1%であった。

1921 (大正10) 年, 1926 (大正15) 年ともに体操科と併せて2教科の受持ちは女子教員では3割前後, 男子教員では2割弱で大きな変化はなかった. 3教科以上の受持ちは, 女子教員は31.5%から19.6%へ, 男子教員は41%から33.6%に減少し, 体操科1教科の受持ちが増え, 1926 (大正15) 年にはおよそ半数が体操科のみの受持となった. 高等女学校と比較すると, 「女子体育教師」としての特化が遅れていた.

2教科の受持ち女子教員は音楽との受持ちが1921 (大正10)年43.5%,1926 (大正15)年60.5%で,音楽との受持ちが多い点に特色があり,次いで裁縫,家事,国語などであった。教員養成機関で体操と併せて学んだことにより,これらの教科を受け持つことができた。男子教員は多様な教科を受け持っており,特色は

なかった.

体操科受持ち女子教員出身校を明らかにできたのは1921 (大正10) 年27.4%, 1926 (大正15) 年59.5%であった. 1921 (大正10) 年は日本体育会体操学校9人, 私立東京女子体操音楽学校8人, 東京女高師本科, 第六臨教家事科1部・体操家事科, 外国人が各1人であった. 1926 (大正15) 年は, 二階堂体操塾が最多の32人, 次いで, 私立東京女子体操音楽学校28人, 日本体育会体操学校15人, 第六臨教家事科1部・体操家事科, 外国人が各4人, 東京女高師本科3人, 第六臨教家事科1部・体操家事科以外, 第三臨教が各1人であった. 大正後期に二階堂体操塾出身者が現れたことにより, 各種の女学校にも「女子体育教師」が配置されることが増加した.

出身校判明者の官立私立別割合は,私立が1921 (大正10)年89.5%,1926(大正15)年89.3%であり,高等女学校でも53.2%から78.1%へ増加していたが,各種の女学校ではさらに割合が高かった.教育制度の中心にあった学校ほど,官立出身者が配置され,中等程度各種の女学校へは官立学校出身者の配置が少なかった.

体操科が必修ではなかったが、大正後期における中等程度各種の女学校には、およそ三分の二から四分の三の学校に男女ほぼ同じ数のどちらかの体操科受持ち教員が配置されていた。判明した範囲で、体操科受持ち女子教員は、体操科のみあるいは音楽科と併せて2教科以上の受持ちの私立体操学校出身者が9割を占めた。私立体操学校出身の「女子体育教師」が必要とされていたと考えることができる。

注

- 注1) 本研究では、「教員」、「教師」が用いられているが、総称する場合に「教師」を用いる。また、これまで、体操科に相当する教科名は変遷している。本研究では、体操科に相当する教科の女子教師の総称としては「女子体育教師」を用いる。
- 注2) 大正期に女子体操科教員養成をしていた学校あるいは学科は、官立では第六臨時教員養成所家事科1部(大正4年4月設置、大正

7年4月に体操科家事科に改め)のみで、官立 の卒業生は検定を要せずして教員免許状が 授与された. 私立4校は無試験検定受験が 認められるまでは、難関の試験検定に合格し なければ教員免許状を取得できなかった. 大 正期の体操科女子合格者は僅か33人であっ たが、大正末期に2校に無試験検定受験が 認められ、2校の当該学科の卒業生のほぼ全 員が教員免許状を取得できることになった. 私 立東京女子体操音楽学校(明治35年5月設 置,体操科本科に対して大正14年2月24日 に、3月以後の卒業者に限って無試験検定受 験許可). 日本体育会体操学校女子部(明治 36年1月設置、大正12年4月21日に大正14 年3月の高等科卒業生から適用されることにな るが、3月の卒業生はなかったので12月の卒 業生から無試験検定指定校適用), 二階堂体 操塾(大正11年4月設置,大正15年3月日本 女子体育専門学校と改め) 中京高等女学校 家事体操専攻科(大正11年5月設置)

- 注3) 戦前の教員史研究では内地のみではなく外地 も併せて研究する必要性があるが,本研究で は、外地について調査不足の点があるため, 外地については別稿に譲る.
- 注4) 奈良女子高等師範学校卒業生名は「職員録」 に見出せなかった。
- 注5) 臨教の名称は設置順に番号が付されていた. 当初第一から第六まで設置され,第六だけを 残して廃止された後,再び,第六はそのままに して,第一から第十六まで別の学校に設置さ れた.三巡目は地名が付された.ここでの第 三臨教とは二巡目,1922(大正11)年に奈良 女高師内に設置されたものである.数学,理 科,歷史地理,国語漢文の学科があった.理 科の卒業生を1人「職員録」に見出せた.
- 注6) 中京高等女学校家事体操専攻科卒業生名は、平野(2008)の研究によるが、「職員録」 見出せなかった。

ケ献

- 福田修 (2003) 長崎実業補習学校の研究. 研究論叢. 芸術・体育・教育・心理. 53 (3):71-82.
- 平野久美子 (2008) 可児徳の体育思想と実践一大正 自由教育を中心に一. 名古屋大学大学院教育発 達科学研究科修士論文.
- 井谷惠子 (2005) 体育教師の男女不均衡を生み出 すジェンダー・カルチャー, 教育学研究, 72(1): 27-40.
- 井上知則 (1982) 職業学校に関する史的考察: その 量的把握をとおして. 技術教育学研究, (1):1-30.
- 鳥田直哉(2005)実業学校経費に関する基礎的研究. 一宮女子短期大学紀要. 44:33-41.
- 掛水通子 (1985)「女子体育は女子指導者の手で」 の出現をめぐる一考察一大正初期まで一. 東京女 子体育大学紀要, 20:1-10.
- 掛水通子 (1986) 大正期における女子体育教員に関する研究: 女子体操科教員養成機関と中等学校体操科教員免許状女子取得者について. 東京女子体育大学紀要. 21:13-25.
- 掛水通子 (2006) 男女共同参画社会における女子体育教師の役割 (3): 女子体育教師数減少の観点から、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要、41:1-12.
- 掛水通子 (2010) 女子体育教師養成史における臨時 教員養成所の位置と役割. 東京女子体育大学東 京女子体育短期大学紀要, 45:1-13.
- 掛水通子 (2011a) 明治後期における各種学校として の女学校体操科受持ち教員について—『諸學校 職員録』、『中等教育諸學校職員録』を手懸かりに 一. スポーツとジェンダー研究. 9:4-18.
- 掛水通子・山田理恵(2011b) 明治後期における高 等女学校体操科受持ち教員の実態について:「體 操ハ成ルヘク女教員ヲシテ之ヲ教授セシムヘシ」 の実現状況、体育学研究、56(2):451-465.
- 掛水通子 (2013a) 大正期旧外地における女子中等 学校体操科受持ち教員について: 『中等教育諸學 校職員録』を手懸かりに. 東北アジア体育・スポー ツ史学会第10回記念大会ポスター発表.
- 掛水通子(2013b) 大正期における高等女学校・実

- 科高等女学校体操科受持ち教員について一『中等教育諸學校職員録』を手懸かりに一. 日本体育学会第64回大会口頭発表.
- 官報 第五一五五號 明治三十三年九月六日 p. 81. (復刻版, 官報 (明治編) 9 (9), 1987 龍渓書 舎: 東京.)
- 加島大輔(2008)第一一章 各種学校の教員像. 土方苑子編,各種学校の歴史的研究 明治東京・私立学校の原風景,東京大学出版会:東京, pp. 279-301.
- 教育史編纂会 (1964a) 明治以降教育制度発達史 第七卷. 教育資料調查会:東京.
- 教育史編纂会 (1964b) 明治以降教育制度発達史 第八卷, 教育資料調查会:東京.
- 文部省(1925a)日本帝国文部省第四十九年報 上卷,文部省:東京.(復刻版1972年 宣文堂:東京.)
- 文部省(1925b)日本帝国文部省第四十九年報 下卷,文部省:東京.(復刻版1972年 宣文堂:東京.)
- 文部省(1930a)日本帝国文部省第五十四年報 上卷,文部省:東京.(復刻版1972年 宣文堂:東京.)
- 文部省(1930b)日本帝国文部省第五十四年報 下卷,文部省:東京.(復刻版1972年 宣文堂:東京.)文部省(1972)学制百年史記述編.帝国地方行政学
- 会:東京.
 中村民雄(1985) 大正期における体操教員資格制度
- 中村氏雄 (1985) 大正期における体操教員賃恰制度 の研究. 福島大学教育学部論集(教育·心理部門), 37:7-16.
- 日本女子体育大学日本女子体育短期大学松德会 (1985) 会員名簿昭和60年. 日本女子体育大学 日本女子体育短期大学松德会: 東京.
- 日本体育大学同窓会 (1983) 日本体育大学同窓会会 員名簿, 日本体育大学同窓会:東京,
- 佐保会会員名簿委員会 (1998) 佐保会会員名簿 (平成10年3月31日現在), 社団法人佐保会: 奈良.
- 坂本麻実子(2008) 第四臨時教員養成所における 音楽教員の養成. 桐朋学園大学研究紀要, 34: 47-59.
- 坂本麻美子(2010) 大正音楽教育界における文検 出身教員の軌跡. 桐朋学園大学研究紀要, 36: 105-122.

佐々木亨(2004) 実業学校における実習指導教員 等の制度とその歴史. 産業教育学研究, 34(1): 38-39.

- 社団法人桜蔭会 (2002) 桜蔭会名簿. 社団法人桜蔭会:東京.
- 高嶺秀夫先生記念事業会(1921)高嶺秀夫伝. 培風館:東京.
- 東京女子高等師範学校 (1915) 中等女教員ノ受持時数 (大正三年七月調查) 東京女子高等師範学校編, 女子教育研究調查報告集:東京, pp. 15-20.
- 東京女子体育大学·東京女子体育短期大学藤栄会 (1992) 会員名簿,東京女子体育大学·東京女 子体育短期大学藤栄会:東京.
- 中等教科書協會(1921)大正十年五月現在 中等教育諸學校職員録,中等教科書協會:東京,
- 中等教科書協會(1926)大正十五年五月現在 中等 教育諸學校職員録,中等教科書協會:東京.
- 中等教科書協會(1933)中等教科書協會三十年史, 中等教科書協會:東京.
- 中等教科書協會(1941)中等教科書協會有終史,中等教科書協會:東京.

付記

本研究は「平成22-26年度科学研究費補助金基盤研究(C)課題番号22500552 戦前における女子体育教師の確立過程と役割:『中等教育諸學校職員録』を手懸かりに」による研究の一部である。